
静岡県流域下水道事業経営戦略



令和3年2月

静岡県交通基盤部都市局生活排水課

目次

第1章 経営戦略策定の趣旨	
1 趣旨	1-1
2 計画期間	1-1
3 位置付け	1-1
第2章 流域下水道事業の現状分析	
1 狩野川流域下水道の概要	2-1
2 狩野川流域下水道の現状	2-3
3 財源及び負担金	2-6
4 組織	2-7
5 経営分析	2-8
第3章 将来予測に基づく課題	
1 計画下水量の予測	3-1
2 財源確保と投資及び維持管理の効率化	3-3
3 施設の適切な維持管理・更新	3-4
4 安定した汚水処理の確保	3-5
5 施設の耐震・耐水化	3-6
第4章 基本理念・方針	
1 基本理念	4-1
2 基本方針	4-1
第5章 基本方針に係る取組	
1 経営の健全性の確保	5-1
2 安定した下水道サービスの提供	5-2
3 災害に強い下水道	5-3
4 新たな汚水処理の取組	5-4
5 下水道の普及、啓発活動への取組	5-5
第6章 投資・財政計画	
1 前提条件の設定	6-1
2 投資・財政の検証	6-5
3 投資・財政計画の試算	6-11
4 投資・財政計画における各種取組に関する留意事項	6-17
第7章 事後検証・更新等	
1 本計画の策定体制	7-1
2 進捗管理	7-1
3 計画推進、進捗管理の体制	7-1
4 事後検証・見直し	7-2

参考資料（経営戦略策定の経過、用語解説）

第1章 経営戦略策定の趣旨

1 趣旨

本県の流域下水道事業は、昭和48年に西遠流域下水道において事業着手し、昭和60年の狩野川流域下水道東部処理区の供用に始まり、昭和61年に西遠流域下水道、平成2年に天竜川左岸流域下水道、平成6年に狩野川流域下水道西部処理区、そして平成9年には静清流域下水道の4流域5処理区を順次供用開始しました。

その後、市町村合併により、静清流域下水道は平成24年度末に静岡市へ、天竜川左岸流域下水道は平成26年度末に磐田市へ、西遠流域下水道は平成27年度末に浜松市へ移管され、県の管理する流域下水道は狩野川流域の2処理区となりました。

また、事業運営では、供用開始から処理場の維持管理を担ってきた静岡県下水道公社が平成27年度末に解散したため、平成28年度からは包括的民間委託方式による運転管理としています。

今後、流域下水道事業を取りまく経営環境は、人口減少等により処理水量が伸びないこと、施設の老朽化に伴う更新や耐震化による投資経費の増大など、一層厳しさを増す状況にあります。こうした状況の中、本県では、社会情勢の変化等に的確に対応し、将来にわたり効率的かつ安定したサービスを提供するため、平成31年4月から地方公営企業会計に移行しています。

このような経営環境の変化に対応するため、経営・資産の状況を明確に把握するとともに、中長期的な見通しに立った経営の方針や投資、財政の基本計画として「静岡県流域下水道事業経営戦略」を策定します。

2 計画期間

10年間（令和2年度～令和11年度）

経営戦略の策定では投資試算と財源試算を行い、財源不足が見込まれる場合はその解消を図る必要があります。また、流域下水道事業の主な収入である市町維持管理費負担金は、10年を一つの単位とする財政計画期間内で収支を均衡させるため、計画下水量、必要経費の変動を考慮して原則5年毎に見直し・改定を行うこととしており、現在は令和2～6年度の単価を設定し、次回は令和6年度に7～11年度の単価設定を予定しています。

このため、計画期間は、市町維持管理費負担金の単価設定と経営戦略を合わせることで、収入を的確に反映できる計画となるように定めます。

3 位置付け

本計画は、流域下水道事業を含む静岡県全体の生活排水処理施設の総合的な構想である「静岡県生活排水処理長期計画」や、「静岡県流域下水道事業ストックマネジメント計画」を踏まえつつ、今後10年間の投資・財政計画及び必要な取組を示す経営計画として策定します。

第2章 流域下水道事業の現状分析

1 狩野川流域下水道の概要

狩野川流域下水道は、静岡県東部に位置し、天城山系に端を発する狩野川本流や富士山の東山麓に端を発する狩野川支川の黄瀬川等の水質汚濁の防止を図るため計画され、伊豆市、伊豆の国市及び函南町の2市1町を対象とした東部処理区と、沼津市、三島市、裾野市、清水町及び長泉町の3市2町を対象とした西部処理区から構成されています。

東部処理区は昭和49年度に事業着手し、昭和60年10月に供用を開始しています。西部処理区は昭和61年度に事業着手し、平成6年6月に沼津市、清水町、長泉町、平成10年10月に裾野市、平成14年6月に三島市で供用を開始しています。なお、三島市西部処理区の汚水は夏梅木ポンプ場により圧送をしています。

(令和元年度末現在)

区 分		全体計画	事業計画	供用開始済み
当 初 事 業 認 可		昭和50年3月5日 建設省静都下流発第1号		
変 更 計 画 (最 終)		平成30年9月19日 都生第118号		
処 理 区	処 理 区 名	東部処理区		
	関 連 市 町	伊豆市、伊豆の国市、函南町		
	処 理 区 域 内 人 口 (現 況)	84,344(人)		
	処 理 面 積	2,438(ha)	2,017(ha)	1,567(ha)
	処 理 人 口	75,300(人)	71,010(人)	70,316(人)
終 末 処 理 場	名 称	狩野川東部浄化センター		
	排 除 方 式	分流式	同左	同左
	処 理 方 法	標準活性汚泥法	同左	同左
	H30処理水量	11,251,395(m ³ /年) (30,826(m ³ /日平均))		
	敷 地 面 積	9.53(ha)	同左	同左
	施 設 能 力 (m ³ / 日 最 大)	60,300	60,300	54,000
	系 列 数	3系列	3系列	2系列
管 渠 施 設	東 部 幹 線	φ1,500~φ1,800 L=10,760m	同左	同左
	千 歳 幹 線	φ600×3~φ1,500 L=700m	同左	同左
	計	L=11,460m	同左	同左
広域化・共同化・最適化の実施状況		加殿農業集落排水施設(伊豆市)、新し尿処理施設(伊豆の国市)の編入を事業計画へ位置付け(H30)		

表 2-1 計画概要(狩野川東部処理区)

(令和元年度末現在)

区 分	全体計画	事業計画	供用開始済み	
当 初 事 業 認 可	昭和50年3月5日 建設省静都下流発第1号			
変 更 計 画 (最 終)	平成30年9月19日 都生第120号			
処 理 区	処 理 区 名	西部処理区		
	関 連 市 町	沼津市、三島市、裾野市、清水町、長泉町		
	処理区域内人口(現況)	272,209(人)		
	処 理 面 積	6,406(ha)	3,621(ha)	2,871(ha)
	処 理 人 口	255,720(人)	196,020(人)	185,424(人)
終 末 処 理 場	名 称	狩野川西部浄化センター		
	排 除 方 式	分流式	同左	同左
	処 理 方 法	標準活性汚泥法	同左	同左
	H3O処理水量	19,804,980(m ³ /年) (54,260(m ³ /日平均))		
	敷 地 面 積	18.39(ha)	同左	同左
	施設能力(m ³ /日最大)	147,400	114,200	81,000
	系 列 数	3系列	3系列	1.5系列
管 渠 施 設	西 部 幹 線	φ600~φ1,800 L=24,370m ^(※1)	同左	同左
	北 部 幹 線	φ500~φ1,350 L=6,110m	同左	同左
	計	L=30,480m	同左	同左
広域化・共同化・最適化の実施状況				

表2-2 計画概要(狩野川西部処理区)

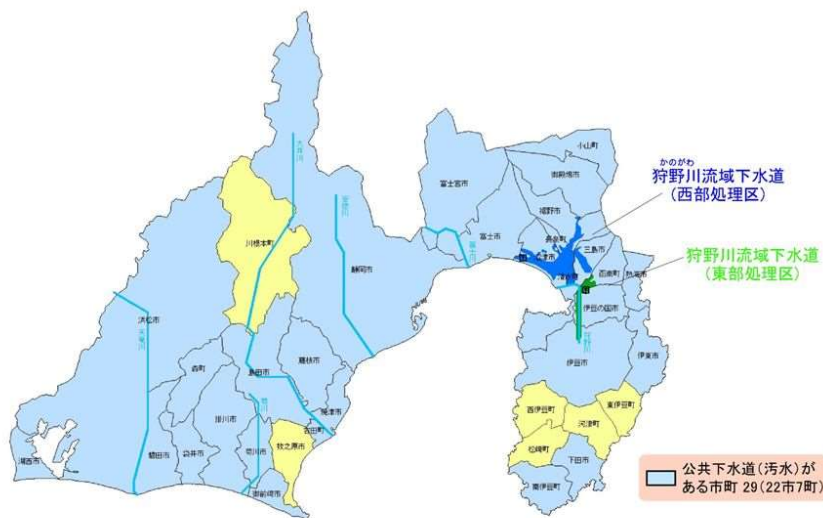


図2-1 狩野川流域下水道

2 狩野川流域下水道の現状

《整備状況》

東部処理区の普及率は令和元年度末で 83.4%、整備済面積は 1,567ha で全体計画に対する整備率は 64.3%、水洗化率は 91.3%となっています。

普及率に対して、整備率が低いことから、今後の整備区域は人口密度が低い区域と考えられます。また、整備による処理面積の拡大や接続の促進をしていますが、流入水量は平成 21 年度からほぼ横ばいとなっており、これは計画区域内人口が減少傾向であることが主な要因であると推測されます。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
流入水量(千m3/年)	11,577	11,625	11,378	11,472	11,474	11,736	11,515	11,471	11,251	11,640
流入水量 (m3/日)	31,717	31,761	31,173	31,430	31,436	32,066	31,547	31,426	30,826	31,803
汚泥処分量(t/年)	6,173	6,199	6,420	6,204	6,272	5,979	5,828	5,768	5,657	5,715
処理面積 (ha)	1,478	1,484	1,493	1,502	1,511	1,519	1,529	1,538	1,541	1,567
A 計画区域人口 (人)	86,984	85,780	87,176	87,006	86,581	86,269	85,760	85,369	84,524	84,344
B 処理人口 (人)	68,815	68,992	69,292	69,554	69,776	70,028	69,983	70,103	69,373	70,316
C 水洗化人口 (人)	60,447	61,235	61,749	62,340	62,653	63,114	63,348	63,623	63,142	64,201
B/A 普及率 (%)	79.1	80.4	79.5	79.9	80.6	81.2	81.6	82.1	82.1	83.4
C/B 水洗化率 (%)	87.8	88.8	89.1	89.6	89.8	90.1	90.5	90.8	91.0	91.3

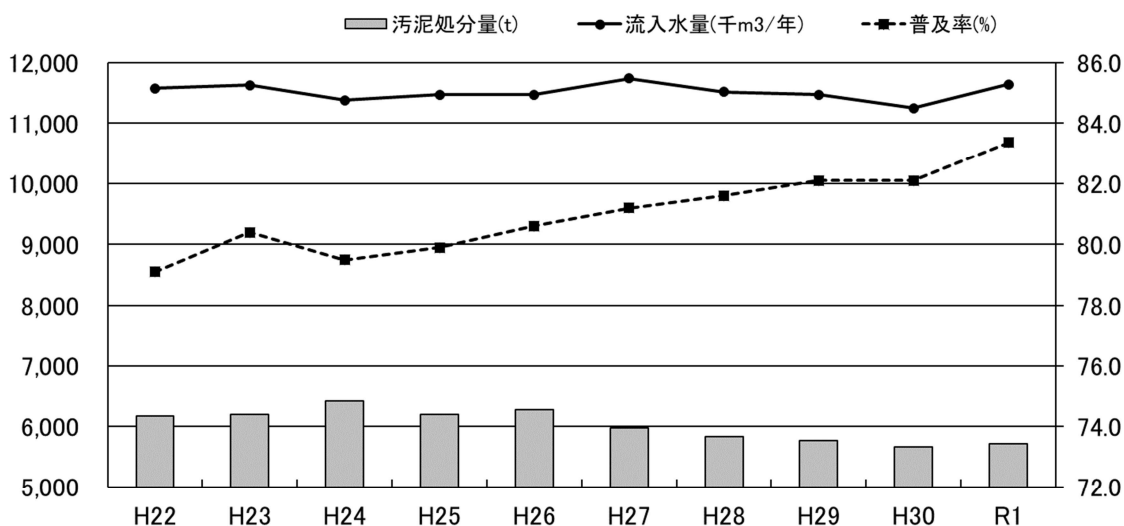


表2-3, 図2-2 東部処理区の整備・供用の推移

西部処理区の普及率は令和元年度末で 68.1%、整備済面積は 2,871ha で全体計画に対する整備率は 44.8%、水洗化率は 91.4%となっています。

普及率、整備率が低いことから、今後も整備が進展すると考えられます。また、流入水量は年々増加しており、これに伴い汚泥処分量も増加しています。これは、計画区域内で人口が維持または微増している町（清水町、長泉町）があること、市街化区域の整備が進んでいることが要因であると推測され、今後も整備に合わせた流入水量の伸びが続くと考えています。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
流入水量(千m3/年)	18,136	18,810	18,320	18,625	18,727	19,525	19,495	19,676	19,805	20,295
流入水量 (m3/日)	49,689	51,392	50,192	51,028	51,307	53,348	53,411	53,906	54,260	55,451
汚泥処分量(t/年)	12,031	12,485	13,126	12,748	12,456	12,582	12,726	12,812	13,105	13,120
処理面積 (ha)	2,495	2,555	2,584	2,653	2,682	2,724	2,766	2,791	2,815	2,871
A 計画区域人口 (人)	279,200	276,796	279,520	279,347	277,940	279,330	278,809	277,181	274,363	272,209
B 処理人口 (人)	161,891	166,053	168,259	171,253	175,072	177,791	180,123	181,169	182,480	185,424
C 水洗化人口 (人)	144,236	147,911	152,059	155,337	156,023	159,294	162,054	164,503	166,599	169,426
B/A 普及率 (%)	58.0	60.0	60.2	61.3	63.0	63.6	64.6	65.4	66.5	68.1
C/B 水洗化率 (%)	89.1	89.1	90.4	90.7	89.1	89.6	90.0	90.8	91.3	91.4

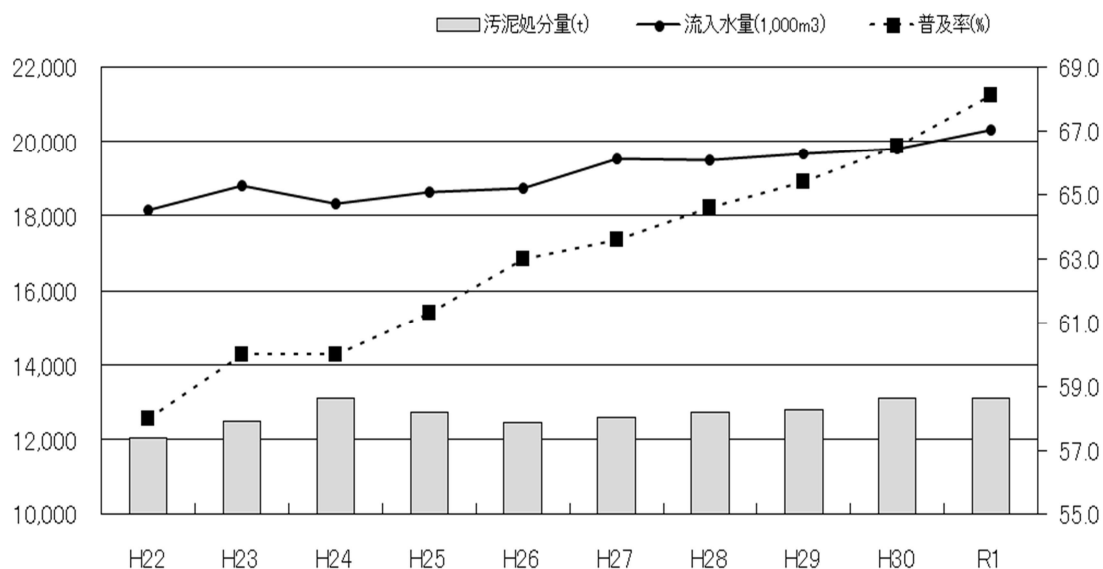


表2-4, 図2-3 西部処理区の整備・供用の推移

《事業運営の方法》

浄化センターの維持管理は、平成 27 年度末の静岡県下水道公社の解散に伴い、平成 28 年度から包括的民間委託により実施しているため、県では、包括委託業者の履行監視及び大規模修繕等を実施しています。

また、管路施設の建設、改築、更新及び維持管理は県で実施しています。

《整備効果（水質改善状況）》

狩野川流域下水道の供用開始により、接続人口の増加に応じて、狩野川水系の水質環境基準点の環境基準が達成されるとともに、改善が図られ、生活環境が向上しています。

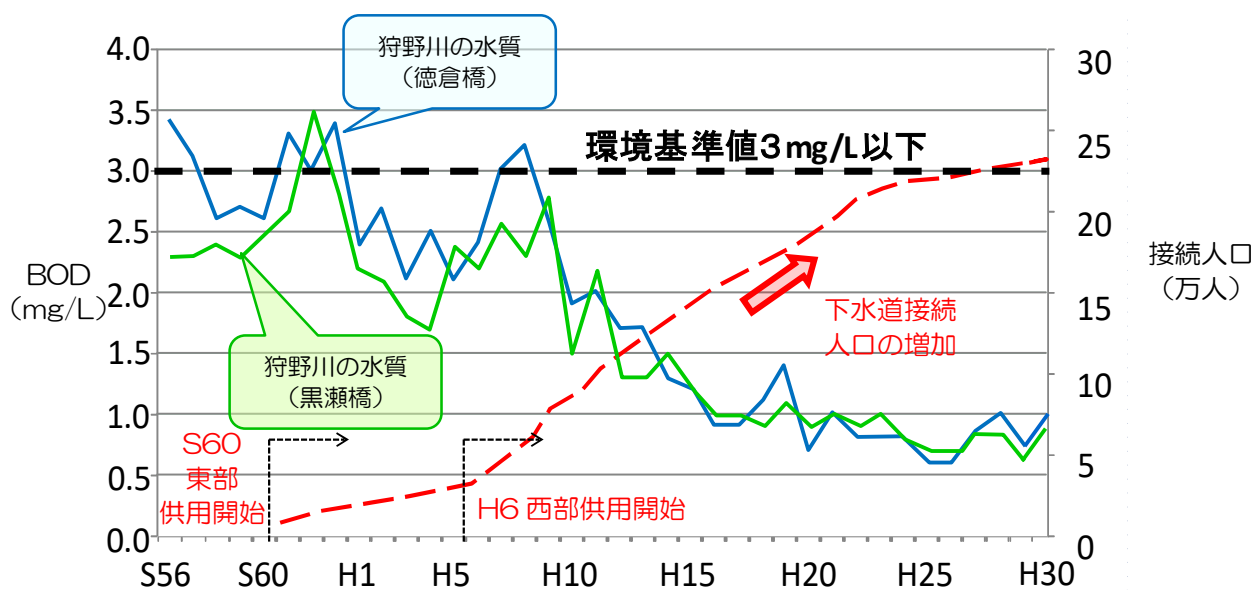


図 2-4 狩野川流域下水道の接続人口と水質改善

3 財源及び負担金

流域下水道事業は、国費、県費、流域関連市町の負担金を財源に運営しています。

建設に関する費用は、国の補助金（高率は事業費の2/3、低率は1/2）、残りを県と関連市町が1/2ずつ負担しています。

関連市町の負担金は、その年度に要する費用を各市町の負担割合に応じて徴収し、県費は、起債により借入れを行います。

維持管理に要する費用は、必要な費用を見積もった額を負担金として徴収する「責任水量制」を採用しており、全額が関連市町の負担となります。

市町維持管理費負担金の単価は、10年を一つの単位とする財政計画期間内で収支を均衡させるため、計画下水量、必要経費の変動を考慮して、原則3年毎の単価改定をしてきましたが、企業会計移行に伴い令和2年度からは、5年毎に見直し・改定を行うこととしています。

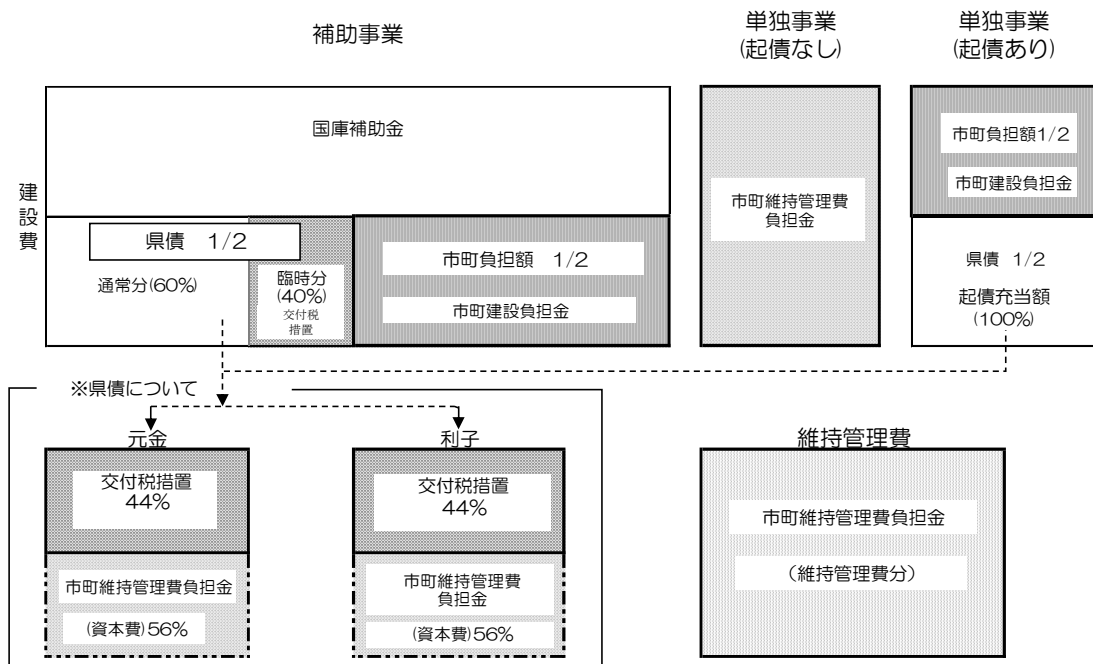
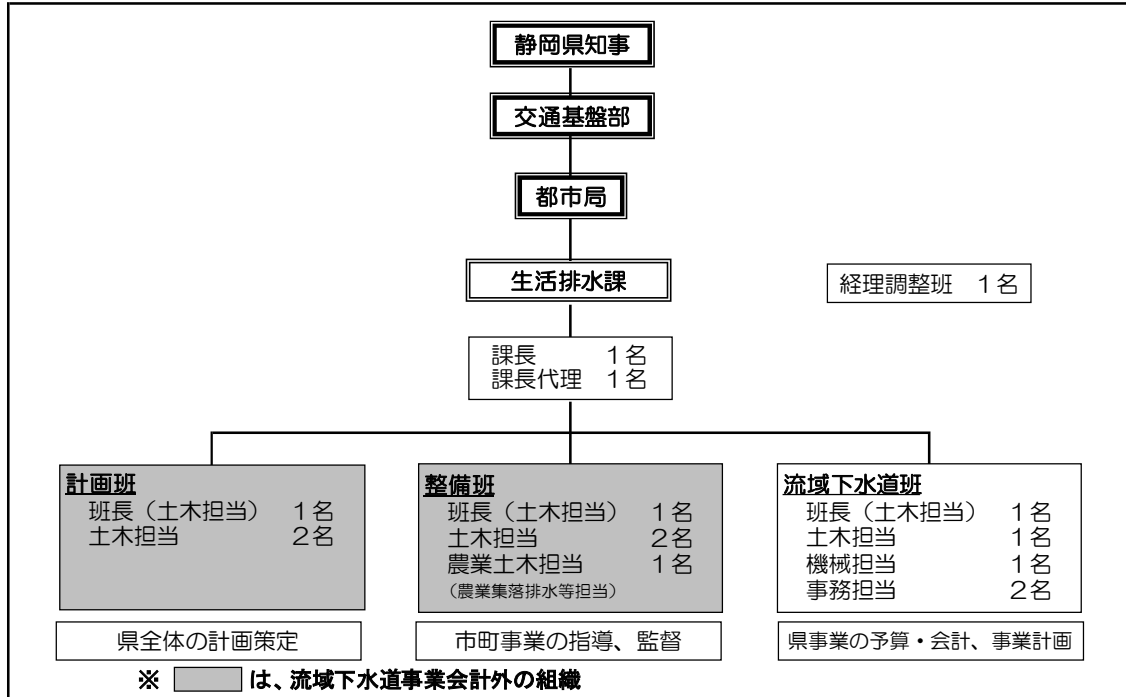


図2-5 財源の内訳図

4 組織

本県の下水道事業に係る人員体制は以下のとおりです。

【 本 庁 】



【 出 先 】

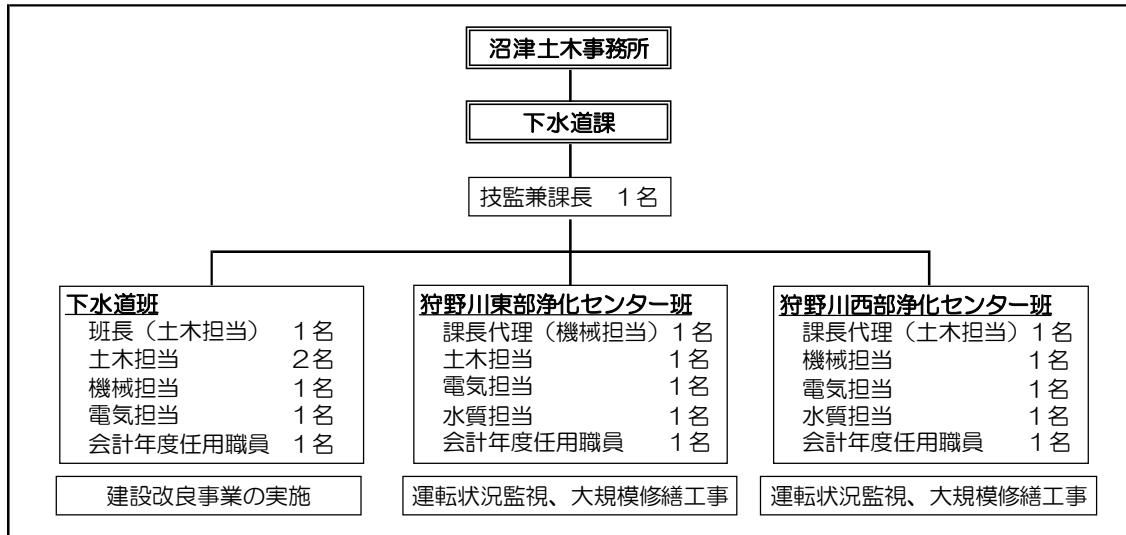


図2-6 流域下水道事業組織図

5 経営分析

総務省は、経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析で構成される「経営比較分析表」を平成 26 年度決算から公表しています。この「経営比較分析表」を用いて、経年変化や他の公営企業（近隣団体※）との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、本県の経営の現状及び課題を把握します。

なお、平成 26、27 年度の本県の値は、移管済流域を含んだものです。

※中部・北陸の県（愛知県・岐阜県・三重県・長野県・新潟県・富山県・石川県）

(1) 人口に対する普及率

・全体計画人口のうち、現在処理区域人口の割合が高い方が望ましい。

※ 人口に対する普及率＝（処理区域内人口/全体計画人口）×100

- 本県の普及率は、平成 30 年度末で 76.1%となっている。
- 近隣団体では 90%の普及率となっており、本県はそれより低い水準である。
- 引き続き市町による効果的な下水道の整備を推進する必要がある。

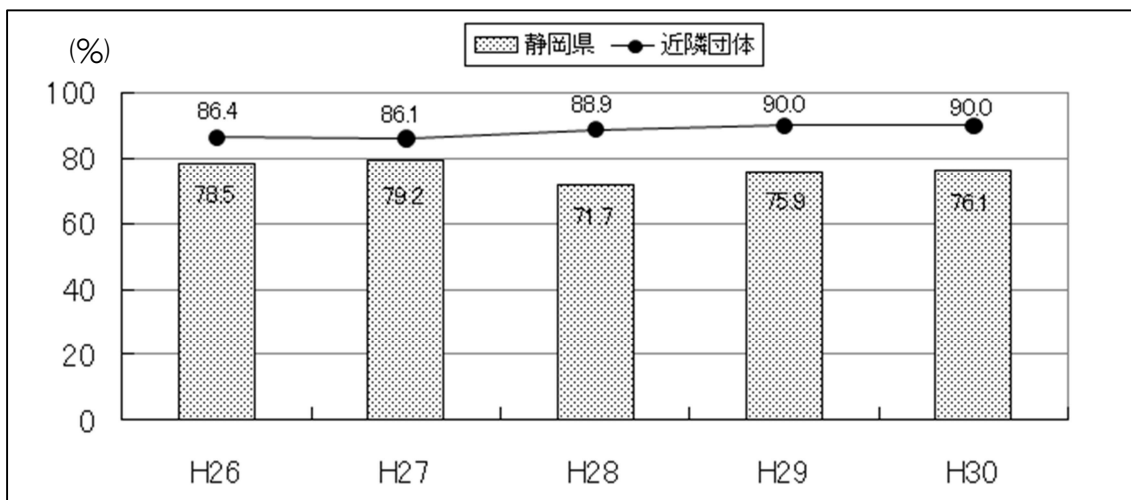


図2-7 人口に対する普及率の推移

(2) 水洗化率（接続率）

・現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合で高い方が望ましい。

・公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましく、数値が 100%未満の場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点や適正な収入確保を図るため、水洗化率向上の取組が必要となる。

※ 水洗化率＝（現在水洗便所設置済人口/現在処理区域人口）×100

- 近隣団体と同程度であり、本県の水洗化率は徐々に増加している。

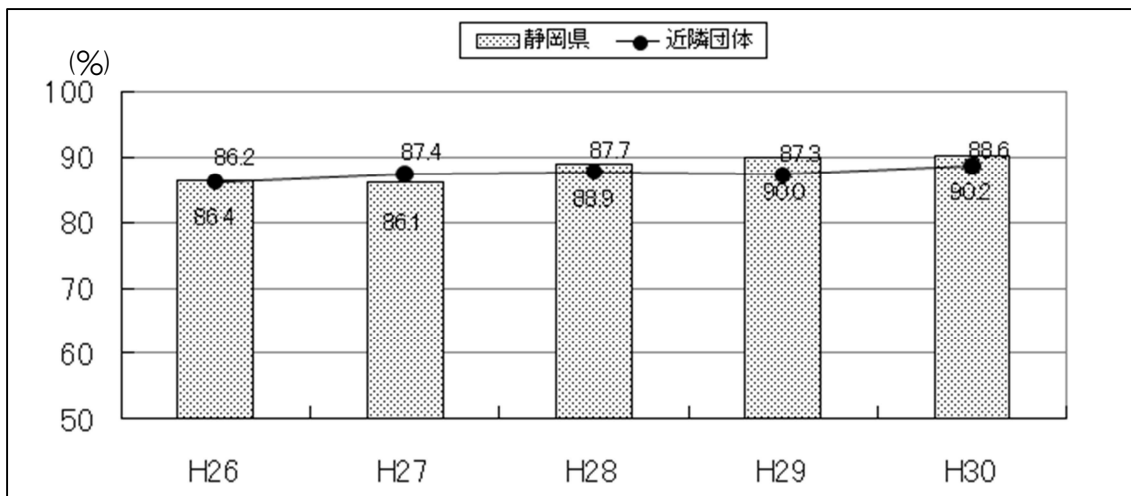


図2-8 水洗化率（接続率）の推移

(3) 施設利用率

- 施設が1日に対応可能な処理能力に対する1日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、通常、値は高い方が望ましい。
- 当該指標は1日に施設に汚水を処理した平均値を用いているが、季節などの要因で処理水量に大きな変動があるため、適切な施設規模となっているか最大稼働率と併せて分析する必要がある

※ 施設利用率 = (晴天時一日平均処理水量 / 晴天時現在処理能力) × 100

- 本県の施設利用率は約70%から63%まで低下している。
- 近隣団体は約66%で本県より高い水準である。
- 晴天時日最大処理水量も考慮した場合、本県の最大稼働率は約75~90%であるため、これを勘案して最適な施設規模を確保していく必要がある。

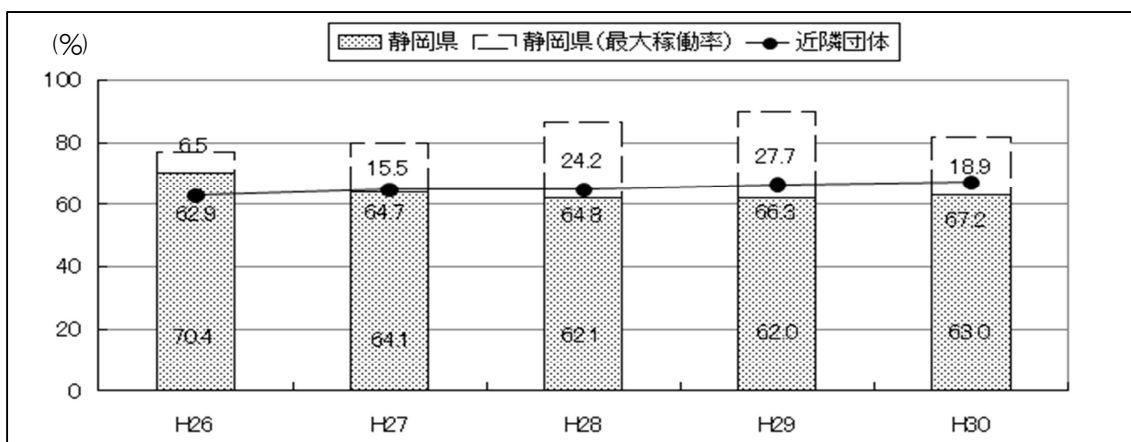


図2-9 施設利用率の推移

(4) 収益的収支比率

- 使用料収入や繰入金等の総収益で総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標で、流域下水道では、市町の維持管理費負担金が、使用料収入に該当する。
 - 通常、100%以上が望ましいが、100%に達しない場合は、使用料収入や繰入金等ではまかなえていない状況となる。
- ※ 収益的収支比率 = {総収益 / (総費用 + 地方債償還金)} × 100

- 本県の収益的収支比率は、約 83~88%で推移していたが、平成 30 年度は 100%以上を達成している。
- 近隣団体は、本県より低い水準で推移している。

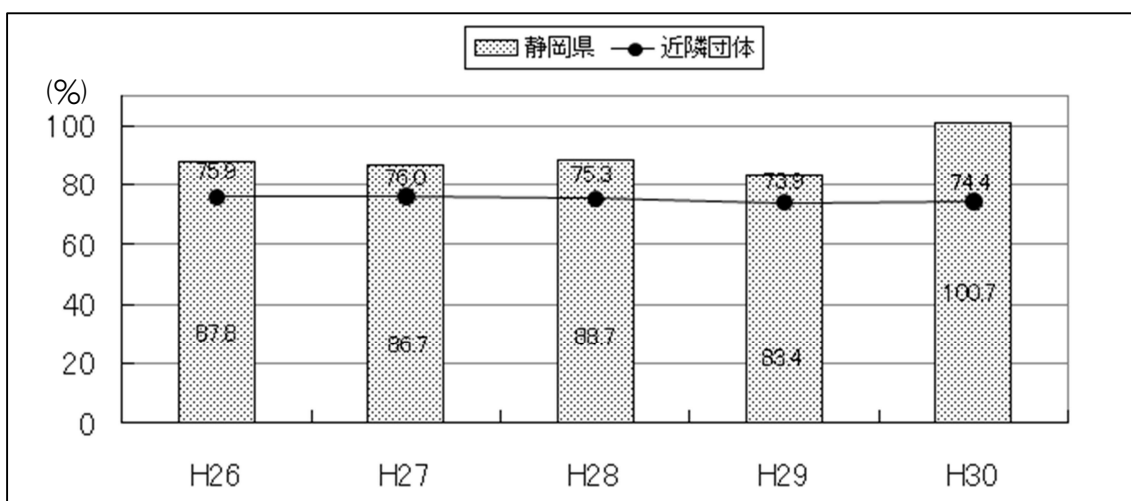


図 2-10 収益的収支比率の推移

(5) 汚水処理原価

- 有収水量 1m³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水処理に係るコストを表した指標で、通常、値は低い方が望ましい。
 - 明確な数値基準はないが、経年変化や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているかが重要である。
 - 適切な数値でない場合、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要となる。
- ※ 汚水処理原価 = {汚水処理費 (公費負担分は除く) / 年間有収水量}

- 本県の汚水処理原価は、平成 27 年度まで約 60 円/m³ で推移していたが、西遠流域下水道の移管後の平成 28 年度以降上昇し、平成 30 年度には約 81 円/m³ となっている。
- 近隣団体は、横ばいであるが本県に比べ低く推移している。
- 主な要因である浄化センターの維持管理委託費が高い傾向にあること、汚水処理原価の内訳として資本費（企業債償還元金等）の占める割合が大きいことに留意した対策をとる必要がある。

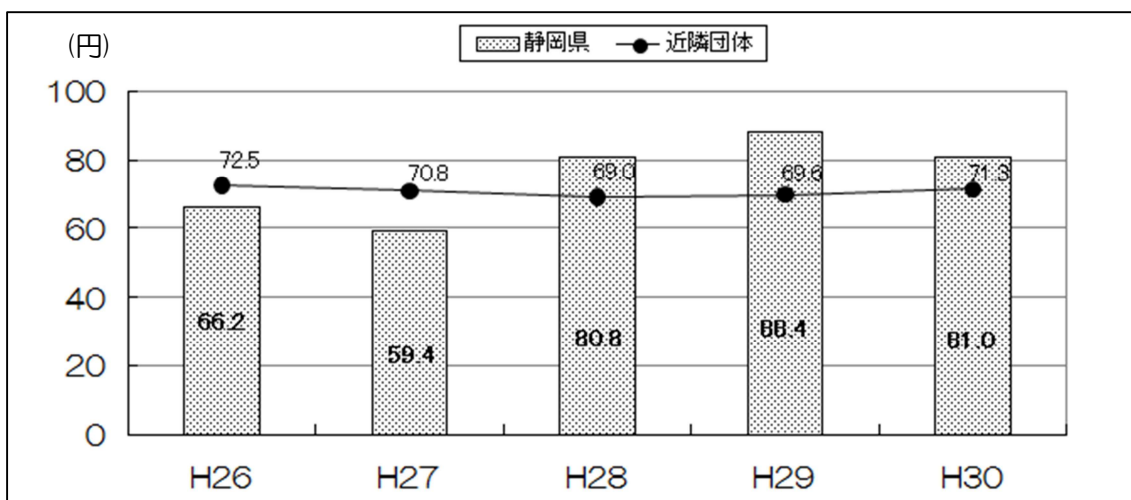


図 2-11 汚水処理原価の推移



第3章 将来予測に基づく課題

1 計画下水量の予測

国立社会保障・人口問題研究所推計値によれば、日本の総人口は、人口推計の出発点である平成 27(2015)年は 1 億 2,709 万人であり、以後、長期の人口減少過程に入り、2040 年は 1 億 1,092 万人、2053 年には 1 億人を割り 9,924 万人となるものと推計されます。

一方、本県の「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり（総合計画）」においては、本県人口も 2005 年の 379 万人をピークに 2040 年には 304 万人まで減少する見込みとなっています。（図 3-1）

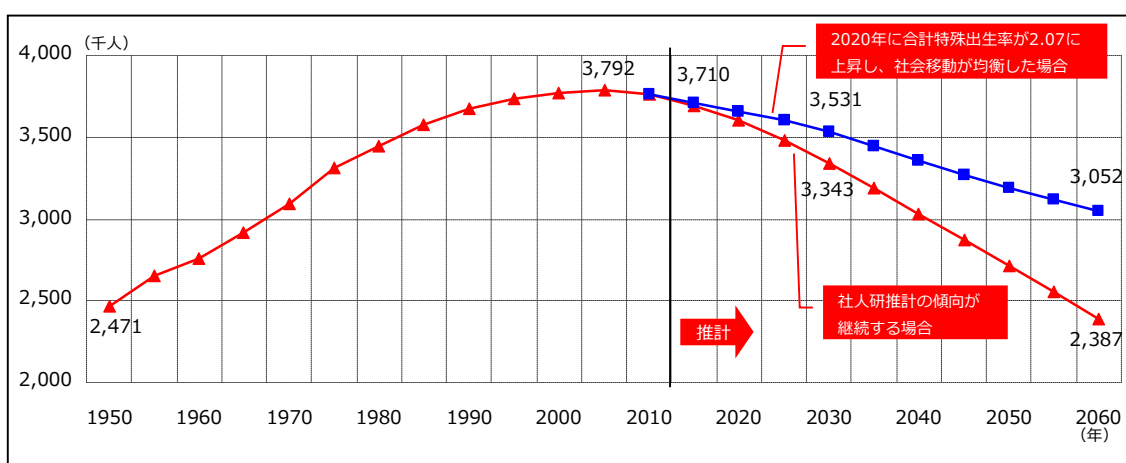


図 3-1 静岡県の人口推移と将来推計人口

狩野川流域関連の市町の行政人口は東部 3 市町（伊豆市・伊豆の国市・函南町）でそれぞれ減少傾向にあり、西部 5 市町（沼津市・三島市・裾野市・清水町・長泉町）の全体は減少傾向ですが、直近 5 年間で長泉町は微増、清水町は現状維持となっています。

本県の市町維持管理費負担金の算定基礎となる計画下水量は、市町から提供される人口・給水実績や伸び率、期間中の整備予定を基に算定しますが、人口減少は計画下水量の減少へつながり、流域下水道事業の経営環境に大きな影響を与えることとなります。

今後 10 年間の狩野川流域関連の処理区域内の人口は、前述した県及び流域関連市町の人口減少や節水型ライフスタイルへの変化に伴う家庭汚水量原単位の低下などを考慮しても、下水道区域の拡大や接続の促進により、増加傾向を維持する（図 3-2、3-3）と見込んでいます。

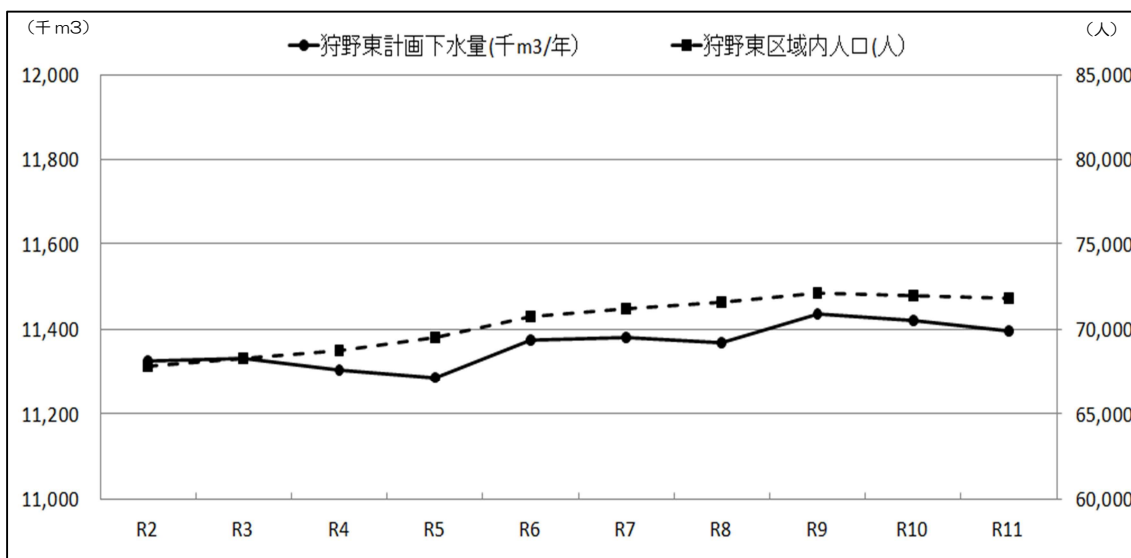


図3-2 狩野川東部計画下水道量及び処理区域内人口の予測推移

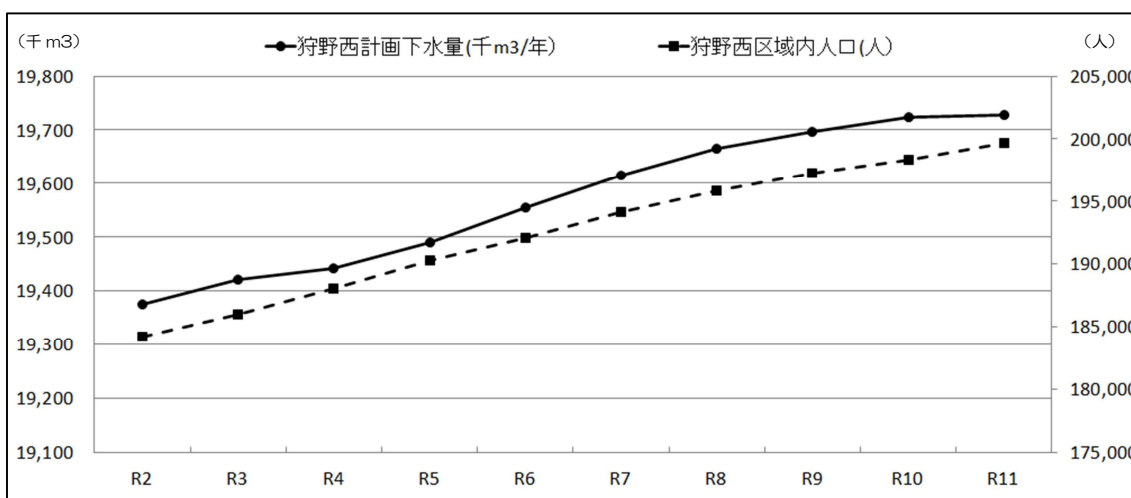


図3-3 狩野川西部計画下水道量及び処理区域内人口の予測推移

一方、中長期的な予測推移として、今後の整備予定区域の人口密度は、これまでの整備区域に対して低く、特に狩野川東部は、整備済み区域内の人口減少と合わせ、計画下水道量も減少傾向に転じると見込んでいます。

このため、今後、維持管理の効率化や社会情勢の変化に対応した設備投資抑制など支出の削減、適正な維持管理費負担金単価の設定による収入の確保等を検討していく必要があります。

2 財源確保と投資及び維持管理の効率化

狩野川流域下水道の建設事業費は、平成4年度の約82億円をピークとして、処理場等の増設に合わせ増減しましたが、近年は施設の改築・更新が主となり、平成19年度以降、約10億円前後で推移しています。

これまで改築・更新の主な財源となる交付金（国庫補助金）は確保されていますが、今後、一層進む施設の老朽化対策の事業費の平準化や流入水量の予測に基づく適切な投資を行っていくことが重要となります。

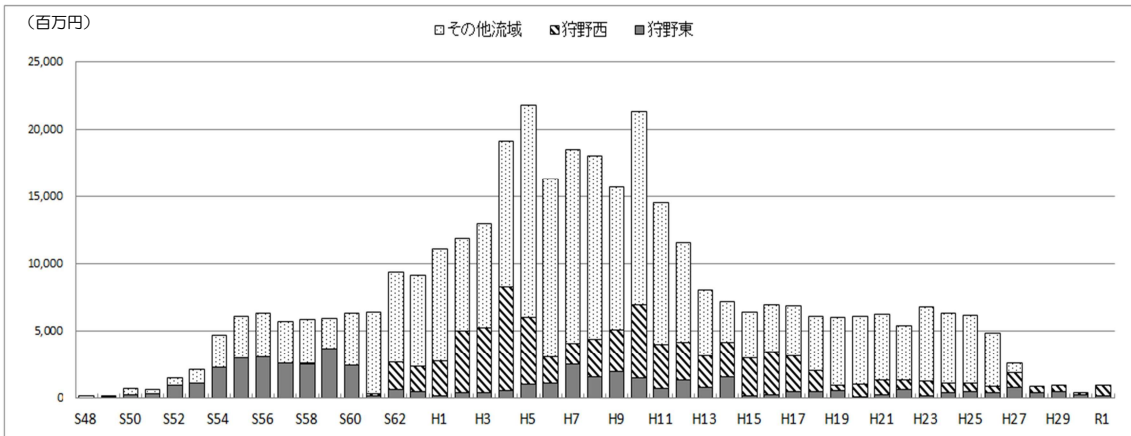


図3-4 流域下水道事業費の推移

企業債残高は、平成27年度まで、移管済み流域の償還がありました。以降は狩野川流域下水道分のみとなっています。

狩野川流域下水道の企業債残高は、平成17年度の136億円をピークに減少しており、順次、当初建設時の償還が終了することで、減少傾向が継続します。

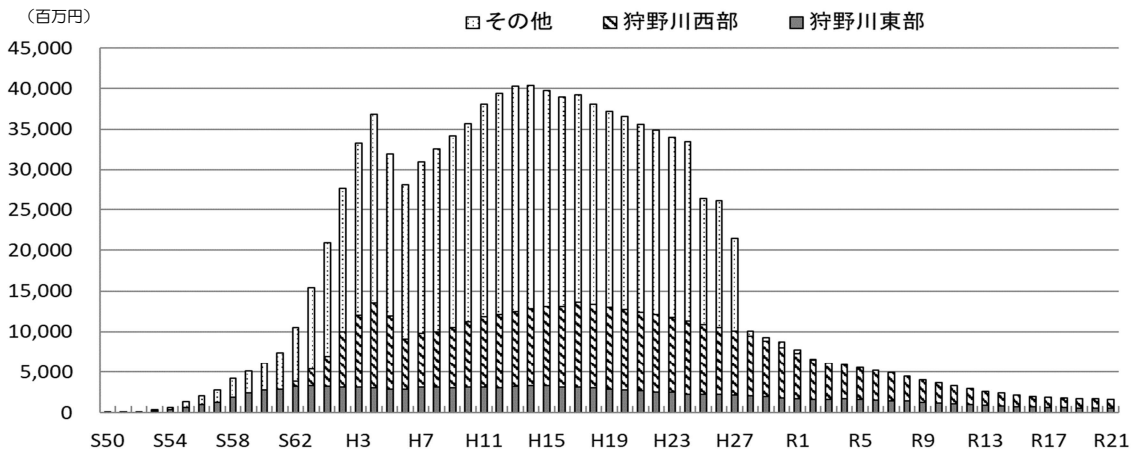


図3-5 流域下水道事業の企業債残高の推移

維持管理費は、浄化センターの維持管理包括委託に要する費用が全体の約6～7割と最も大きく、その他は、下水汚泥の処分費と大規模修繕費等となっています。

維持管理包括委託に移行して2期目に入っていますが、入札参加者が少なく競争性の確保が十分でないことから、より効率的な業務委託となるよう全ての処理場をまとめて発注するなど、委託方法の検討を行っていく必要があります。

また、下水汚泥の処分は、委託により全量をセメント化・肥料化等し、利用していますが、その費用は狩野川流域で年間約4億円を要しており、減量化や下水道エネルギーの有効利用などコスト縮減につながる施策の検討が求められています。

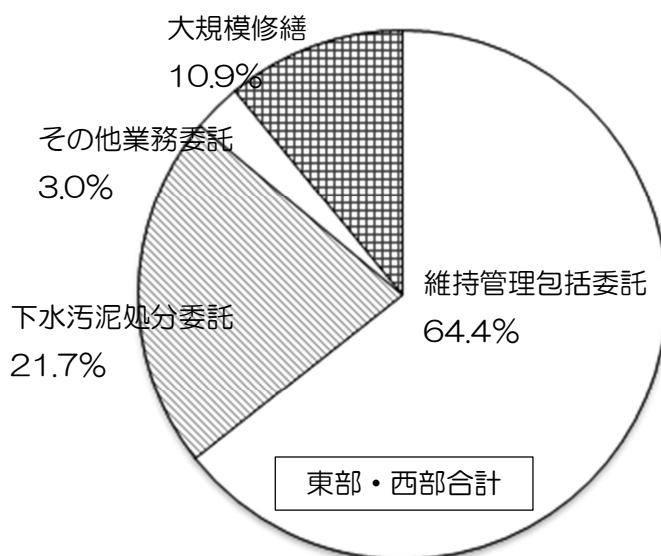


図 3-6 浄化センター維持管理費の構成

3 施設の適切な維持管理・更新

管渠及び土木建築施設は、狩野川東部で供用開始から約35年、狩野川西部で供用開始から約25年が経過し、大きな劣化は見られませんが、今後、中長期的視点を持った点検・調査を行い、計画的な修繕・改築を行っていく必要があります。

また、流域下水道施設は市民生活に欠くことの出来ない重要な施設であり、老朽化や故障による機能停止は、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼします。

国は、予算制約の下で改築需要に対応した施設全体の管理を最適化するため、平成28年度に「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設し、計画に基づく点検・調査、改築について交付金の対象としました。

この計画は施設全体の管理を最適化するため、管渠、処理場、ポンプ場の老朽化の状態を把握し、リスク評価による優先順位付けを行った上で、点検・調査、修繕・改築の実施について定めるものです。

本県では、平成 30 年度にストックマネジメント計画（計画期間：H31～R5）を策定し、計画的な点検・調査や修繕、改築更新を実施することで、年平均約 15 億円のコスト縮減を図ることとしました。

参考までにストックマネジメント計画の対象となる設備（平成 30 年度末）の施設数及びその管理区分は以下（表 3-1）のとおりです。

施設	種別	管理保全			
		状態監視	時間計画	事後	計
東部浄化C	機械	229		404	633
	電気		416	146	562
	建築付帯		194	253	447
西部浄化C	機械	306		387	693
	電気		453	144	597
	建築付帯		178	403	581
夏梅木P場	機械	17		44	61
	電気		43	12	55
	建築付帯			48	48
計		552	1,284	1,841	3,677

表 3-1 下水道施設の施設数及び管理区分

4 安定した汚水処理の確保

狩野川東部、狩野川西部ともに、各家庭等から排出される汚水のみを処理する分流式下水道を採用していますが、雨天時に下水処理場への流入水量が増加する状況となっています。（表 3-2）

雨天時浸入水の増大により、流入水量が処理場の処理能力を大幅に超えた場合には、汚水の一部が十分に浄化されずに河川へ放流される事態や、処理場外にある污水管のマンホールから溢水（あふれ出し）が発生する可能性もあるなど、汚水処理の適切な管理が阻害される恐れがあります。

実際に、令和元年台風 19 号では、流入水量の急激な増加に対応するため管内貯留を行ったことで、管内圧が上昇しマンホール周辺の路面損傷が発生したほか、平成 30 年台風 24 号では、県内で大規模な停電（最大約 71 万 5 千戸）により汚水処理への影響がありました。

このため、広範囲かつ長期間の停電が生じた場合の汚水処理や、市町と連携した雨天時浸入水対策等、災害時の安定した汚水処理を行うための検討が必要となります。

なお、雨天時浸入水については、県の処理水量に算入され維持管理費負担金に反映されるものの、基本的に市町の下水道使用料には反映されていないため、下水道管への地下水浸入などと同様に、市町の下水道事業の経営悪化の要因になることが懸念されます。



	処理区	H27	H28	H29	H30	R1	平均
浄化センター 流入水量 (m ³ /日最大)	東部	68,020	53,850	62,160	62,120	85,560	2.1倍
		32,066	31,547	31,426	30,826	31,804	(5年平均)
	西部	92,770	75,070	83,710	80,510	115,730	1.7倍
		53,348	53,266	53,906	54,260	55,451	(5年平均)

上段：雨天時日最大、下段：日平均

表3-2 浄化センターへの雨天時不明水の流入状況

また、流域下水道に携わる職員は、平成24年度から行われた流域下水道の移管により、徐々に減少し、下水道公社解散を機に大幅に減少しています。(表3-3)

下水道は業務が多岐に跨ることから、土木、建築、設備(機械、電気)、水質等、建設、維持管理に各分野の職員が必要となります。

現在は、幹線管渠の整備が完了し、処理場施設についても当面の処理水量に応じた整備は行われているため、今後は、処理場の効率的な維持管理を行うとともに、既存施設の老朽化に対応した施設の改築更新業務が主体となりますが、1流域2処理区の下水道プラント設備に関する設備職員の確保やその技術力の維持が課題となっています。

区分	職種	H26	H27	H28~
		3流域 2土木	2流域 2土木	1流域 1土木
事務所	土木	7	7	5
	機械	2	3	3
	電気	3	3	3
	水質	0	0	2
	計	12	13	13
公社	土木	4	3	/
	機械	4	3	
	電気	4	3	
	水質	6	4	
	計	18	13	

表3-3 関係土木事務所・浄化センター技術職員数の比較(人)

5 施設の耐震・耐水化

平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震では、多くの下水道施設に大きな被害が発生し、その復旧には多くの時間と労力を要しました。

本県の流域下水道施設は関連8市町の汚水処理を行う重要なライフラインであり、今後、発生が予想される南海トラフ地震などに備え、被害を軽減するため、施設の耐震化を進める必要があります。

このため、本県では「総合地震対策計画」や「地震・津波対策アクションプログラム2013」（以下、AP）に基づき、被災時においても最低限の処理機能を確保するため、優先順位を設定し、下水道施設の耐震化を実施しています。

令和元年度末現在、耐震性能を有しない施設は、東部浄化センターでは17施設中11施設、西部浄化センター（夏梅木ポンプ場含む）では17施設中5施設であり、AP対象施設は令和4年度の対策完了を目指しています。

今後もAP対象外施設を「総合地震対策計画」に位置付けし、令和5年度以降も引き続き対策を実施していく必要があると考えています。

また、平成30年7月豪雨では西日本を中心に多くの処理場やポンプ場で浸水被害による機能停止が生じ、住民生活に多大な影響が生じました。

本流域でも東部浄化センターは大場川及び狩野川、西部浄化センターは高橋川の浸水想定区域内であることから、汚水処理機能確保及び冠水から電気等設備等の保全を図るため、浸水対策を実施する必要があると考えています。

静岡どぼカード **かのがわとうぶじょうか**
狩野川東部浄化センター

2021.2

【インフラデータ】
所在地：田方郡函南町間宮
施設名：狩野川東部浄化センター
処理方式：標準活性汚泥法
施設能力：54,000m³/日最大
着手/供用開始年：昭和49年/昭和60年

詳しい情報はこちらから▲

狩野川東部流域下水道は、伊豆市、伊豆の国市、函南町に跨る区域の生活排水を広域的に処理するため、県と市町が連携して整備を進めている。このうち、狩野川東部浄化センターは、終末処理場として、昭和60年に供用を開始し、住民の快適な生活環境や狩野川水系の水質保全に重要な役割を果たしている。

6 安全な水とトイレを世界中に
11 住み続けられるまちづくりを
17 パートナーシップで目標を達成しよう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
2030年に向けて世界の共通した「持続可能な開発目標」です

狩野川東部浄化センター
（静岡どぼカードより）